

生成 AI 等による申請・相談の
デジタルサポート導入及び運用保守業務
公募型企画提案競技募集要領

埼玉県企画財政部 行政・デジタル改革課

目次

1.	目的	1
2.	件名	1
3.	業務概要	1
4.	予算額	2
5.	契約期間	2
6.	参加資格	2
7.	質問及び回答に関する手続き	3
8.	企画提案競技参加申込及び参加資格の確認	3
9.	企画提案書等の提出	4
10.	契約先候補者の選定方法	5
11.	契約先候補者の選定基準	6
12.	契約の締結	6
13.	契約保証金について	6
14.	その他留意事項	7
15.	配布資料	7
16.	選定のスケジュール	7
17.	担当窓口・提出先	8

1. 目的

以下に示す図1「構築イメージ」のとおり、県民向け及び職員向けチャットボットをそれぞれ構築する。県民向けチャットボットは県民からの相談等を24時間365日サポートする。

また、職員向けチャットボットは、職員が業務に必要な法令やマニュアル等の情報検索を生成 AI がサポートすることにより業務の高度化・効率化を図る。

本業務では令和8年度に3部局の3業務程度に導入し、令和9年度以降は順次導入業務を拡大し、最終的に本県の全業務において利用可能にすることを想定している。

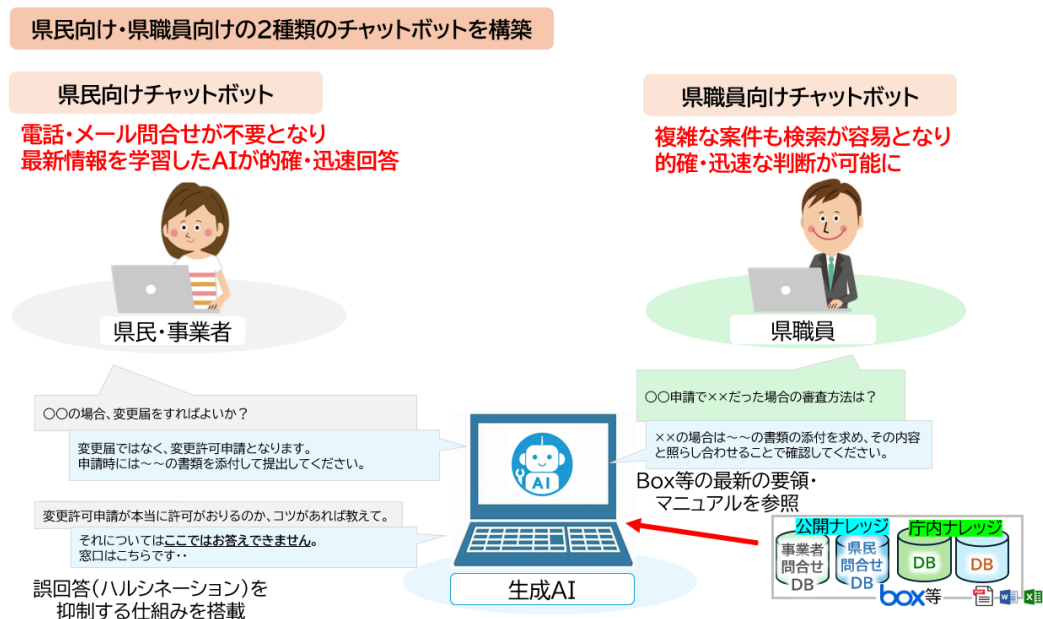


図1 構築イメージ

2. 件名

「生成 AI 等による申請・相談のデジタルサポート導入及び運用保守業務」（以下「本業務」という。）

3. 業務概要

「生成 AI 等による申請・相談のデジタルサポート導入及び運用保守業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

4. 予算額

35,753,400円(消費税及び地方消費税を含む。)

この金額は当該業務の予算額であり、この範囲内で財務規則第94条の規定により予定価格を定めます。

また、本業務では予算の一部に県債を充当するため開発費・運用費ごとに予算額を設定します。各費用の予算額及び考え方は以下のとおりです。

(1)開発費

ア 予算額:16,666,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

イ 開発費に該当する費用の例

- ・初期費用
- ・要件定義・設計に係る費用
- ・チャットボットの開発・設定に係る費用
- ・開発段階の定例会に係る費用
- ・開発したチャットボットの回答精度向上等のテストに係る費用
- ・リリース時の研修会開催に係る費用

(2)運用費

ア 予算額:19,087,400円(消費税及び地方消費税を含む。)

イ 運用費に該当する費用の例

- ・サービス利用料
- ・チャットボットの運用・保守に係る費用
- ・運用段階での定例会に係る費用
- ・利用状況の分析や活用促進に係る費用
- ・問合せ対応に係る費用

5. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

6. 参加資格

参加者は、次の要件をすべて満たすものとします。

- (1)令和6年埼玉県告示833号に基づき、電子計算に関する業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を取得していること。
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3)埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

- (4)本業務の募集開始日から企画提案書の提出時までの期間に、埼玉県¹の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5)本業務の募集開始日から契約相手方の決定までの期間に、埼玉県¹の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6)民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による再生手続き開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続き開始の申立て又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。
- (7)法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者ではないこと。
- (8)仕様書に記載する実施体制・資格要件などの要求事項をすべて具備していること。

7. 質問及び回答に関する手続き

仕様書等に関する質問がある場合は、以下により質問票を提出してください。

(1)提出期間

令和8年4月9日(木)15時(必着)まで

(2)提出方法

「質問票」【様式第 1 号】を「17. 担当窓口・提出先」あてに電子メールにより提出してください。

提出の際の件名は「【質問書】生成 AI によるデジタルサポート導入業務」としてください。

また、到達の確実を期するため、電子メール送信後、提出日のうちに電話で送付の旨を連絡してください。

なお、受付期間以外の質問及び指定する書式や方法によらない質問は、一切受け付けません。ただし、企画提案競技の手続など事務手続に関する質問はこの限りではありません。

(3)質問票への回答

令和8年4月13日(月)までに電子メールにより回答するとともに、県のホームページに掲載します。

8. 企画提案競技参加申込及び参加資格の確認

(1)提出書類

ア 企画提案競技参加申込書【様式第 2 号】

イ 会社概要【様式第 3 号】

※ 併せて会社概要パンフレット等を添付してください。

ウ 実施要領「6 参加資格」を満たしている旨の誓約書【様式第4号】

(2)提出先

「17. 担当窓口・提出先」あてに電子メールにより提出してください。

提出の際の件名は「【参加申込書】生成 AI によるデジタルサポート導入業務」としてください。

また、到達の確実を期するため、電子メール送信後、提出日のうちに電話で送付の旨を連絡してください。

(3)提出期限

令和8年4月15日(水)17時(必着)

(4)参加資格確認結果

参加に必要とされる要件を確認した後、結果を4月16日(木)17時までに電子メールで通知します。

9. 企画提案書等の提出

企画提案競技の参加者は、以下により、企画提案書及び費用積算書等を作成し、提出してください。

(1)提出書類

ア 企画提案書

(ア)様式は任意としますが、A4 判横長のサイズで作成し、表紙及び目次を除いて 20 ページ以内で作成してください。

(イ)「評価項目一覧」に記載した各項目について、その項番(P-xx)を付して、記述してください。

(ウ)企画提案書は、次の構成としてください。

① 表紙

・表題(生成 AI 等による申請・相談のデジタルサポート導入及び運用保守業務提案書)

・応募者の所在地、法人名、代表者名、連絡担当者の氏名、電話番号、メールアドレス

②目次

③提案内容等

・「生成 AI 等による申請・相談のデジタルサポート導入及び運用保守業務委託仕様書」に記載されている提案依頼事項(P-xx)について、それぞれ具体的に記載すること。

イ 費用積算書(任意様式)

(ア)仕様書の各項目について、それぞれ具体的な積算根拠を示してください。また、金額は日本国通貨で、消費税抜きで表記してください。

(イ)企画提案書とは別ファイルで作成し、企画提案書と同時に提出してください。

(ウ)消費税を含めた額が「4 予算額」で定める開発費・運用費の予算額を超過した場合は失格とします。

(工)宛名は「埼玉県知事大野元裕」宛としてください。なお、代表者印の押印は不要です。

(2)提出先

「17. 担当窓口・提出先」あてに電子メールにより提出してください。

提出の際の件名は「【企画提案書】生成 AI によるデジタルサポート導入業務」としてください。

また、到達の確実を期するため、電子メール送信後、提出日のうちに電話で送付の旨を連絡してください。

(3)提出期限

令和8年4月20日(月)12時(必着)

※ 通信障害等やむを得ない事情により電子メールでの提出ができず、持参または郵送により提出する場合は、平日の午前9時から午後5時(4月20日は午後12時まで)の間に受け付けます。

※ 郵送の場合、簡易書留等文書の到達が確認できる方法としてください。

また、郵送した旨の電話連絡を「17. 担当窓口・提出先」あてに必ず行ってください。

(4)提出部数

やむを得ず持参または郵送により提出する場合、提案書及び見積書を5部提出してください。

(5)留意事項

ア 提出できる提案は、1参加者につき1件までとします。

イ 企画提案書等の提出後は、修正、差し替え等は認めません。ただし、必要に応じ、追加資料の提出などの補正を求めることがあります。これに応じない参加者は失格とします。

ウ 仕様書を十分理解し、本県の要求を確実に実現でき、かつ、その履行が担保できる提案内容としてください。

エ 仕様書に記載している事項以外に、この業務の目的を達成するための有効な方法がある場合は、積極的に提案を行ってください。ただし、いくつかの方式を挙げた場合には、すべて参加者が実現を約束したものとします。

オ 企画提案書等は一切返却しません。提出された書類は、この企画提案競技の審査目的以外には使用しません。

カ 企画提案書等の作成及び提出に要する一切の費用は、参加者の負担とします。

10. 契約先候補者の選定方法

本事業における契約先候補者については、以下の審査を経て選定します。

(1) 第一次審査(書類審査)

- ア 提出された企画提案書に基づく書類審査を実施します。ただし、企画提案競技の参加者が3者以下の場合は、提出書類を確認後、「(2)第二次審査(プレゼンテーション)」の審査のみを実施します。
- イ 第一次審査の結果は、企画提案競技の参加者全員に対して、令和8年4月24日(金)に電子メールで通知します。
- ウ 第一次審査通過者は、3者以内を想定しています。
- エ 第一次審査通過者については、以下「(2)第二次審査(プレゼンテーション)」の審査を実施します。

(2) 第二次審査(プレゼンテーション)

- ア プレゼンテーションは令和8年4月30日に Teams を利用したオンライン形式で実施します。第二次審査の詳細は、第一次審査の通過者あてに別途通知します。
- ア プレゼンテーションの内容は企画提案書に基づき、特に重視する点や強調する点について、説明を行ってください。プレゼンテーションの際の資料追加は不可とします。
- イ プレゼンテーションの時間は20分、質疑の時間を15分とします。
- ウ プレゼンテーションに参加しない者については、契約先候補者には選定しないものとします。
- エ プレゼンテーションは、本業務のプロジェクトマネージャー又はプロジェクト構成員として従事する予定の者が説明及び質疑に対する回答を行ってください。
- キ 第二次審査の結果は、プレゼンテーションの参加者全員に対して、令和8年5月上旬に電子メールで通知する予定です。

11. 契約先候補者の選定基準

本事業における契約先候補者の選定基準については、別添「評価基準書」及び「評価項目一覧」を参照してください。

12. 契約の締結

選定された契約先候補者は、提出書類に基づき具体的事業内容を県と協議し、契約を締結するものとします。

なお、協議の上、企画提案書の一部を変更する場合があります。

13. 契約保証金について

- (1)「13 契約の締結」により埼玉県と合意に達した契約先候補者は、埼玉県財務規則第81条第1項の規定により契約締結の日までに契約保証金(契約金額の100分の10以上)を納めてください。

(2)上記に関わらず、埼玉県財務規則第81条第2項に該当するときは契約保証金の全部又は一部を免除します。

14. その他留意事項

- (1)この企画提案競技に関して要した費用は、すべて参加者の負担とします。
- (2)埼玉県が提供した資料等については、第三者に漏らしたり、この企画提案競技及び契約以外の目的で使用することは禁止します。
- (3)企画提案書の業務の実施体制に記載した予定担当者は、原則として、変更できません。なお、退職、病気等でやむを得ない場合は、埼玉県の同意を得て同等以上の者に変更してください。

15. 配布資料

- (1)募集要領
- (2)募集要領【様式第1号】質問票
- (3)募集要領【様式第2号】参加申込書
- (4)募集要領【様式第3号】会社概要
- (5)募集要領【様式第4号】誓約書
- (6)契約書案
- (7)評価基準書
- (8)評価項目一覧
- (9)生成 AI 等による申請・相談のデジタルサポート導入及び運用保守業務契約書案
- (10)生成 AI 等による申請・相談のデジタルサポート導入及び運用保守業務仕様書
- (11)情報セキュリティ特記仕様書
- (12)外部委託先に関するセキュリティ要件のチェックシート

16. 選定のスケジュール

日程	内容	備考
4月3日(金)	公募(ホームページ掲載)	
4月9日(木)15時まで	質問の提出期限	
4月13日(月)	質問に対する回答(県)	
4月15日(水)17時まで	企画提案競技への参加申込み・資格確認	
4月16日(木)17時まで	資格確認結果通知(県)	
4月20日(月)12時まで	企画提案書の提出期限	
4月24日(金)	第一次審査(書類審査)の結果通知(県)	
4月30日(木)	プレゼンテーション	参加必須
5月上旬	第二次審査の結果通知(県)	

17. 担当窓口・提出先

(名称)埼玉県企画財政部 行政・デジタル改革課 DX 推進担当

(所在地)〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
(埼玉県庁本庁舎2階)

(電話番号)048-830-2442(直通)

(メールアドレス)a2440-13@pref.saitama.lg.jp

(以上)